資料１

**清瀬市市制施行５０周年記念ロゴマーク審査基準**

審査方法

　ロゴマークの選定にあたっては、「清瀬市市制施行５０周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」において最優秀賞１点を決定する。

1. 事務局事前審査（応募条件を満たさないものを除外。）【397→389】
2. 実行委員による事前審査（1次審査：星野委員長・太田委員）【389→80】

審査項目を基に○か×か（形になっているか、いないか）判断する。

1. 実行委員による事前審査　【80→7】

（2次審査：星野委員長・太田委員・久世委員・奥澤委員）

1次審査を通過した作品を更に７作品まで絞り込み、PRポイントを考える。

1. 実行委員会審査　【7→1】
2. 1次、2次審査を通過した７作品をPRポイントと合わせて確認し、委員１人１作品投票し、上位２作品程度に絞り込む。（２作品に近づくように、①を繰り返す。）
3. 議論により、最優秀賞候補１作品を決定する。

審査会スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| （ア）事務局事前審査 | 5/10迄 |
| 実行委員会【事前審査会実施を報告】 | 5/17 |
| （イ）事前審査【1次】 | 5/21 |
| （ウ）事前審査【2次】 |
| （エ）実行委員会審査 | 6/4 |

審査項目

　ロゴマークの選定にあたっては、次の項目により審査する。

1. 清瀬市市制施行５０周年記念ロゴマーク募集要項の基準を満たしているか。

【５０周年ＰＲ＆周年後のまちづくりに使用するため、５０周年などの表記が入っていない】【図と文字がセット若しくは、一体型であるか】

1. 市民に親しみやすく、清瀬らしさが感じられるデザインとなっているか。
2. オリジナリティ・インパクトがあるデザインであるか。
3. 清瀬の魅力を市内外に効果的にＰＲできるか。
4. コンセプトは妥当であるか。
5. デザイン性に優れ、様々な条件で印刷・使用されることが考慮されたものであるか。

その他

1. 審査の過程で生じた疑義は、委員の協議により決定する。

（作品の組み合わせについては、原則なし。）

1. 事務局は、最優秀賞候補については、知的財産関係の確認を行う。
2. 審査結果の公表は事務局が取りまとめを行う。